

11 成年後見制度とは

疾病や障害等により、判断能力が不十分な方を、法律面で支援する制度です。成年後見制度は、本人の心身や生活の状況に配慮しながら、本人に代わって資産や年金などの財産を管理したり、障害福祉サービス、介護保険サービスなどの必要な契約を結んだりすることにより、判断能力が十分でない方を保護し、支援する制度です。

「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

「法定後見制度」は「認知症や精神障害、知的障害等によって金銭管理や物事を判断する能力が十分でない方」、「任意後見制度」は「将来、判断能力が不十分な場合に備えておきたい方」が利用できます。

(以下、「2024 静岡市精神保健福祉のしおり」p40～41 参照)

法定後見制度

判断能力が十分でなくなってから、家庭裁判所によって選ばれる本人の権利を守る援助者(成年後見人等)が本人に代わって財産管理や必要な契約を結んだり、悪徳商法などの契約を取り消すことなどにより本人を法的に支援する制度です。法定後見制度は、判断能力の度合によって、次の3つに区分され、本人の判断能力に見合った制度を利用できるようになっています。

後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の場合

(例：日常的に必要な買い物も自分でできない)

保佐：判断能力が著しく不十分な場合

(例：日常的に必要な買い物はできるが、重要な財産行為はできない)

補助：判断能力が不十分な場合

(例：重要な財産行為は、誰かに援助してもらったほうがいい)

- ※ 後見人等は、本人に代わって契約の締結、財産管理の役割を持ちます。
- ※ 成年後見制度では、後見人等が本人に代わって身分関係の行為(婚姻、養子縁組など)をすることはできません。

任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

お問い合わせ先

成年後見の利用等について	静岡市成年後見支援センター(静岡市) (委託先)静岡市社会福祉協議会(平日9時～17時) 葵区城内町1-1 静岡市中央福祉センター2階 電話：054-275-0955
成年後見の申立ての 手続きについて	静岡家庭裁判所 葵区城内町1-20 電話：054-273-8773
任意後見制度について	静岡公証人合同役場 葵区追手町2-12 安藤ハザマビル3階 電話：054-252-8988

参考資料：厚生労働省「成年後見制度についてよくわかるパンフレット」

https://guardianship.mhlw.go.jp/common/pdf/seinen_pamphlet.pdf



静岡市社会福祉協議会 HP「静岡市成年後見支援センターパンフレット」

https://www.shizuoka-shakyo.or.jp/pdf/activity/consultation7_2405.pdf

